

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第十八条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。